

(別紙)

御意見の要旨	御意見に対する回答
<p>実務上、工作物と建築物の区別がつきにくい部分があるため、何らかの形で一般に明示すべきである。</p>	<p>工作物については施行通知等で詳細を明示します。</p>
<p>工作物の定義について、改正石綿則では建築物以外のものを指すとしたうえで、工作物の例示がされているが、一方、大気汚染防止法施行規則改正案では、工作物については、環境大臣が指定した工作物のみ規制対象とされている。この点について、例えば橋に使用されている吹付け石綿(塗材ではない)を除去する場合は、大防法では規制対象外となり、石綿の飛散が懸念される。そのため、大防法の規制対象となる工作物については、環境大臣が指定するのではなく、石綿則同様、例示とすべきである。</p>	<p>これらの工作物については、事前調査結果の報告の対象にはなりません。引き続きその他の規制の対象です。</p> <p>そのため、御指摘の橋梁に使用されている吹付け石綿については、改正後の規定においても大気汚染防止法における作業実施届出義務等の規制の対象となります。</p> <p>なお、大気汚染防止法における工作物に係る規制対象は石綿障害予防規則と同様であり、すべての工作物が規制対象です。</p>
<p>報告の対象とする工作物に、他の工作物(石綿セメント管、電車等の車両、橋梁・高架道路等の塗材、トンネル・地下道等の塗材及び内装化粧板)も含めるべきではないか。</p>	<p>建築物の解体等工事に関する有識者や関係事業者団体等により構成される「令和2年石綿飛散防止に係る技術事項検討会」(第2回)において、報告の対象とする工作物については、大気汚染防止法においても、「石綿障害予防規則及び関連告示と同一の範囲の工事を事前調査結果の報告の対象とすべき」との結論を受け、本告示で規定しています。</p> <p>なお、御意見をいただいたものも含め、当該報告の対象となっていない工作物であっても、その解体、改造又は補修をする場合は、事前調査対象となるとともに、石綿含有建材である場合は大気汚染防止法における作業基準等の規制がかかることとなります。</p>
<p>厚労省によるパブリックコメント「石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの(案)に関する意見募集について」の結果を見たが、この中の意見にあった工作物(道路カラー舗装(表層)など)の追加可否について、環境省としての見解はどうか。</p>	
<p>法令改正に伴いアスベストの調査件数が増え、工作物におけるアスベスト使用状況についての知見が大幅に増加すると想定されるため、対象とする工作物について定期的に見直しを行い、対象の加除を行って欲しい。</p>	<p>報告の対象とする工作物については、今後も知見を収集し、必要に応じて対象の見直しを行います。</p>

<p>石綿を含有する建築材料のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものは「石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種」だけではなく、「アモサイト又はクロシドライトを含有する建築材料」も対象とすべきである。</p>	<p>いただいた御意見は大気汚染防止法施行規則別表第七の四の項下欄ハの規定に基づき環境大臣が定めるもの(案)に関するものですが、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとは、石綿を含有する建材又は製品について、それを破砕した際の繊維の飛散性から評価し定めたものです。</p> <p>今後も様々な建材又は製品に関する情報収集を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>
<p>煙突の断熱材の除去工事での飛散事故・取り残し等が目立つため、飛散防止マニュアルの整備が望まれる。</p> <p>厚労省のマニュアルでは440Vの集じん・排気装置等を記載しているが、一般的なビル解体での煙突の断熱材の除去工事では参考にならず、現実に即した除去マニュアル、終了時の点検マニュアル(取り残し防止)の作成を望む。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、御意見につきましてはマニュアル作成の際に参考にさせていただきます。</p>
<p>石綿漏えいの有無を確認する頻度は、中断時だけではなく、「その他必要がある場合に随時」にも確認するようにすべきである。</p>	<p>いただいた御意見は大気汚染防止法施行規則及び環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関するものですが、石綿漏えいの有無の確認については、集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他当該集じん・排気装置に変更を加えたときに行う必要があり、負圧の確認については、作業開始前の他、集じん作業員の出入りにより負圧が損なわれる可能性の高い中断時を考えています。それ以外にも必要がある場合に随時負圧の確認をすることを妨げるものではありません。</p>
<p>大気中アスベストのリアルタイムモニタリングについて、現行法では顕微鏡観察による方法(現地に顕微鏡を持ちこんで資格者が調査する方法)しか現実性がないが、資格保持者だけがアスベスト検知・判定ができること、迅速性に劣ることという問題点がある。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、大気中のアスベスト濃度測定については、アスベストモニタリングマニュアルにおいて測定手法を示しております。近赤外線吸収スペクトルを測定する手法では、石綿本数</p>

<p>アスベストの近赤外線吸収スペクトルを測定して、アスベスト含有を判定する装置が市販されているため、これを使用することを参考程度にでも入れたらどうか。</p>	<p>の計測ができないため、参考法としても記載することは検討しておりません。</p>
<p>事前調査における迅速な建材中の石綿含有調査方法について、現行法では顕微鏡観察による方法(現地に顕微鏡を持ちこんで資格者が調査する方法)しか現実性がないが、資格保持者だけがアスベスト検知、判定ができること、迅速性に劣ることという問題点がある。</p> <p>アスベストの近赤外線吸収スペクトルを測定して、アスベスト含有を判定する装置が市販されているため、これを使用することを参考程度にでも入れたらどうか。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、近赤外線吸収スペクトルによる測定では、現状では建材中の石綿濃度を0.1重量パーセントまで測定することはできないことから、事前調査の分析調査方法として示すことはできません。</p>
<p>石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種の除去後の廃棄物処理については、その他の石綿含有成形板等と同様に、石綿含有産業廃棄物として処理してよいと理解していいか。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容と関係ない事項についての意見であり、今回の検討の対象外です。</p>